

# 駿河台大学父母会会則

(名称)

第1条 この会は、駿河台大学父母会（以下「本会」という）と称し、事務局を駿河台大学内に置く。

(構成)

第2条 本会は、駿河台大学に在籍する学生の父母と駿河台大学関係者により構成する。

(目的)

第3条 本会は、駿河台大学とそれに在籍する学生の父母との連携を保ち、相互の理解を深め、駿河台大学の教育事業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大学と家庭との連絡
- (2) 刊行物の発行と会員への配布
- (3) 教育懇談会及び講演会の開催
- (4) 課外活動の助成
- (5) 大学発展の援助
- (6) 奨学金の給付
- (7) その他必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 駿河台大学に在籍する学生の父母
- (2) 特別会員 駿河台大学に在籍する教職員
- (3) 名誉会員 本会の運営に尽力し、発展に寄与して本会の名誉を高め、役員会において承認された者

(役員)

第6条 本会に次の役員を置き、役員会を構成する。

名誉会長	1名
会長	1名
副会長	3名
会計	2名
委員	若干名
会計監査	2名
幹事	若干名

(役員選出)

第7条 役員は、次の方法によりこれを選出する。

- (1) 名誉会長は、駿河台大学学長を推戴する
- (2) 会長、副会長、会計、委員及び会計監査は、役員会において正会員の中から選出委嘱し、総会の承認を求める
- (3) 幹事は、名誉会長が学内教職員の中から委嘱する

(役員任務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 名誉会長は、本会会長の会務の相談にあたる
- (2) 会長は、本会を代表し、会務を統括する
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する

(4) 会計は、本会の会計を担当する

(5) 委員及び幹事は、本会の会務を審議する

(6) 会計監査は、本会の経理会計を監査する

(役員任期)

第9条 会長、副会長、会計、及び会計監査の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(役員会)

第10条 会長は、必要に応じ役員会を招集することができる。

2 役員会運営の規則は、細則で定める。

(総会)

第11条 総会は、毎年1回会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 前年度事業報告及び会計報告
- (2) 当年度事業計画の決定
- (3) その他会長の必要と認めた事項

2 会長は、必要に応じ臨時総会を招集することができる。

(会計)

第12条 本会の経費は、正会員の会費と、寄付金その他の収入をもって充当する。

(会費)

第13条 本会の会費は、年額1万円とする。

2 会費の変更は、総会の議決を要する。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(地方支部)

第15条 本会に地方支部を設置することができる。

2 支部の規約は、別に定める。

(委任事項)

第16条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会でこれを定めることができる。

付 則

本会会則は、昭和62年9月27日から施行する。

平成2年9月1日 一部改正

平成15年6月7日 一部改正

平成23年6月25日 一部改正